

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(文化観光局分)(令和8年2月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	学芸課	245-6201	気球搭乗疑似体験 映像プログラム追加開発業務	株式会社トータルメディア 開発研究所	6,186,180	R8.2.25	<p>本業務は、堺市博物館において既存の百舌鳥古墳群シアターシステムに気球搭乗疑似体験映像プログラムを新たに追加開発するものである。</p> <p>百舌鳥古墳群シアターシステムは、映像装置・音響・照明などを統合的に制御する専用プログラムにより運用されており、現在上映している映像プログラムは、平成25年度及び26年度に株式会社トータルメディア開発研究所が構築したシステム上で動作している。</p> <p>当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、当該システムに格納するデータベースやシステム運用の仕組み及び各種機能等について詳細な知識や技術が必須であり、当該システムを構築したもの以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に当該システムの詳細な知識及び技術を有しない者が本業務を履行する場合、本業務は既存システムを基盤として新たな映像プログラムを追加開発するものであることから、既存映像プログラムの動作に影響を及ぼす可能性が高く、結果的に堺市博物館の運営および展示事業への支障など、市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適切に履行できる業者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した株式会社トータルメディア開発研究所以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(根拠法令)地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>	1者随契	